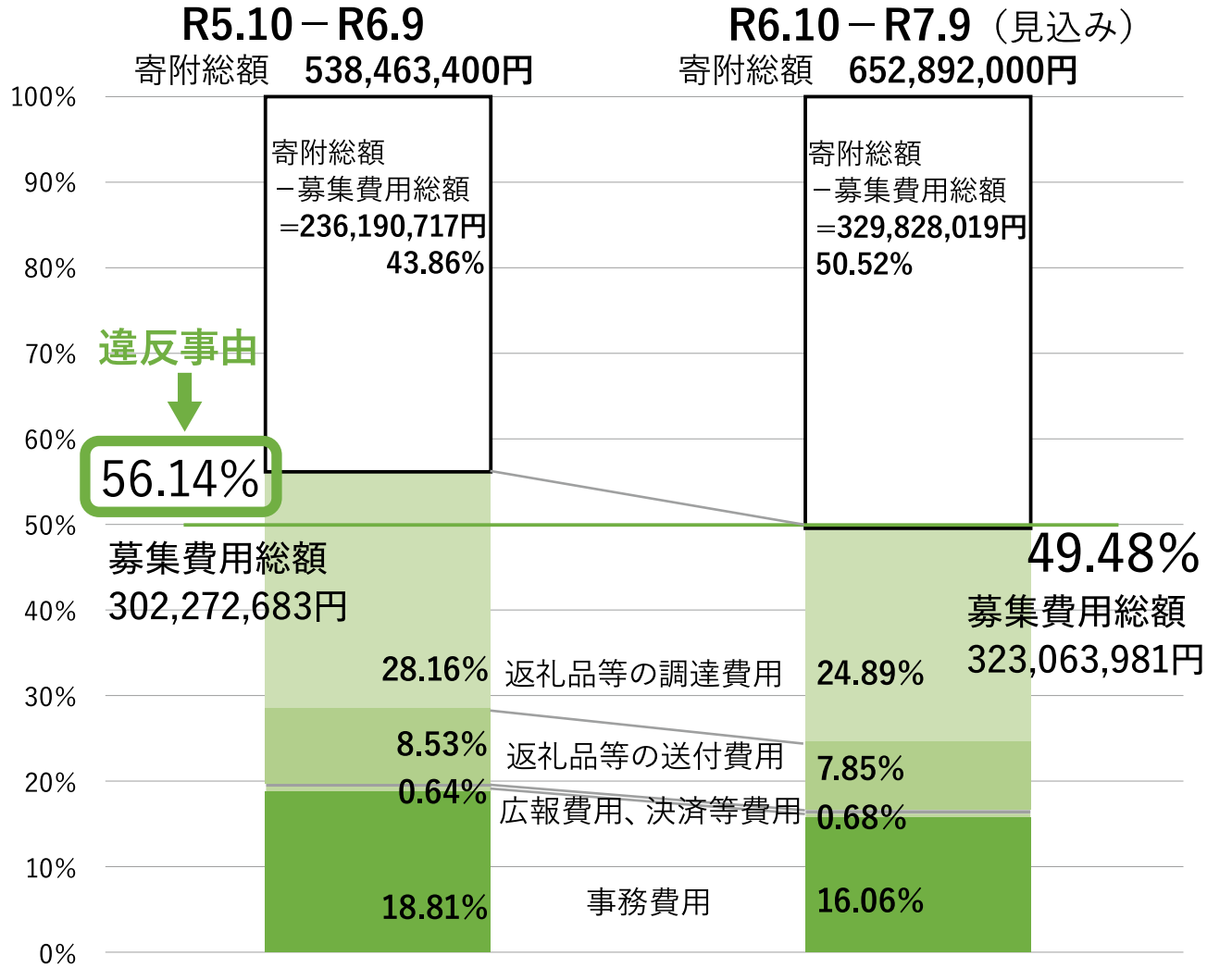


この表は、ふるさと納税の「募集に要する費用」の基準を示したものです。
いずれの基準も、違反した場合、指定取消の事由になります。

費用の区分	費用の例	順守すべき基準
返礼品等の調達費用	返礼品等の調達費用、公共施設等の入場を返礼品等とする場合の入場料 など	返礼割合 3割以下
返礼品等の送付費用	返礼品等の運送料、梱包費用 など	募集費用総額 5割以下 ↑ 今回、指摘 された 違反事由
広報費用	新聞・インターネット広告費用 など	
決済等費用	インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料 など	
事務費用	専任職員及び兼任職員（ふるさと納税の業務に従事する部分）の人件費、返礼品等の情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料、ワンストップ特例に関する事務や寄附金受領証に関する事務費用 など	

下の表は、前期と今期、それぞれの指定期間のふるさと納税の寄附総額と募集費用の割合を示したものです。



ふるさと納税指定対象団体の取消しに関して

令和7年9月26日、総務省から「山都町のふるさと納税の対象団体としての指定を取り消す」との通知がありました。この指定の取消しは、令和7年9月30日から適用され、令和7年9月30日から2年間、全国の皆さまから（山都町民以外）、ふるさと納税制度による寄附を受けることができなくなりました。

町民の皆様、これまで寄附を通じて本町を応援して下さった全国の皆様、そして返礼品を提供いただいております事業所様をはじめ多くの方々にご迷惑をおかけしますこと、心から深くお詫び申し上げます。

指定取消しの理由は、総務省が定める、ふるさと納税寄附総額に対する募集費用（返礼品の調達費、運送費、広報費、決済費、事務経費等）の割合を50%以下とする基準について、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間において、募集費用が寄附総額の50%を超え、56.14%であったためです。

募集費用の割合に関しまして、少なくとも、現在の指定期間である令和6年10月1日から令和7年9月29日までの分については、返礼品の調達費、運送費、中間事業者への委託料など募集費用の見直しを行い、基準を満たす見込みですが、総務省は、今回の処分の対象は、あくまで令和5年10月1日から令和6年9月30日までの分を判断されており、5割を超えていたことは紛れもない事実です。

今後、なぜ、募集費用が基準を超えたのか、ふるさと納税の事務に係る詳細の検証を行うとともに、業務執行体制を含めたガバナンスについて、しっかりと検証してまいります。

本町は8月の大雨災害の被害も大きく、その対応に追われながら、やっと秋の収穫期を迎え返礼品としての出荷の準備をすすめてこられた事業者の方々もおられると聞いています。改めまして、この度の処分に際しまして、多くの方々に多大なるご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

今回の事案を徹底的に検証し、庁内の業務体制や運用の改善を図り、ふるさと納税の再開を目指しますとともに、皆様の信頼を取り戻すべく全力で取り組んでまいりますので、今後とも温かいご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

山都町長 坂本 靖也